

厚木市幼稚園教諭奨学金返済助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奨学金を利用して幼稚園教諭の資格を取得し、教育施設に就職した者に対し、経済的支援をすることにより、教育人材の確保、定着及び離職防止を図ることを目的として、予算の範囲内において厚木市幼稚園教諭奨学金返済助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育施設 市内において法人又は個人が運営する幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する私立幼稚園をいう。）又は認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定による確認を受けている施設をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 常勤 次のいずれの要件も満たす者をいう。
 - ア 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項の規定により明示された労働条件のうち、同項第1号の3に規定する就業の場所が教育施設であり、かつ、従事すべき業務が教育であること。
 - イ 期間の定めのない労働契約を結んでいる者（1年以上の期間の労働契約を結んでいる者を含む。）であって、教育施設において1日6時間以上かつ月20日以上常態的に継続して勤務し、教育施設を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。
- (3) 幼稚園教諭 幼稚園に勤務する資格を有する幼稚園教諭をいう。ただし、認定こども園に保育士として勤務する者を除く。
- (4) 奨学金 幼稚園教諭が資格を取得するために、就学時又は在学期間中の学費に充てることを主な目的として、幼稚園教諭本人の名義で借り受けた資金のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 別表に定めるもの
 - イ アに掲げるもののほか、無利子又は低廉な利率で貸し付けられており、市長がアに掲げるものに準ずると認めたもの

(助成金の交付対象者)

第3条 この要綱による助成金の交付の対象者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 奨学金を利用して幼稚園教諭免許を取得していること。
- (2) 自ら奨学金の返済を行っていること。
- (3) 奨学金の返済を行った日において、教育施設を運営する事業者（教育施設を異にして人事異動を行っている等、相互に密接な関連を有する事業者を除く。以下同じ。）に常勤の幼稚園教諭として採用された日から満3年を経過していないこと。
- (4) この要綱による助成金の交付を受けたことがないこと。ただし、前年度以前に交付

決定を受けた者が、前年度と同じ事業者引き続き雇用されている場合で、継続して当該年度分の申請を行うときを除く。

- (5) 助成金の交付を受けようとする期間において、この要綱以外の要綱その他の規程（本市が定めたものに限る。）による奨学金を対象とした類似の補助制度の補助を受けていないこと。

(助成金の交付対象期間)

第4条 助成金の交付対象期間は、前年度の1月から当該年度の12月まで（第3条各号に掲げる要件に該当する期間に限る。）とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、奨学金の返済費用のうち、前項に規定する交付対象期間に対象者本人が返済した額の2分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該期間につき20万円を限度とする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 助成金の支給を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、当該年度の1月末日までに、厚木市幼稚園教諭奨学金返済助成金交付申請書兼実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 幼稚園教諭免許状の写し
- (2) 就労先の教育施設の雇用証明書
- (3) 奨学金の貸与機関が発行する奨学金の貸与証明書その他奨学金の貸与を受けていることを証明すると市長が認めた書類
- (4) 第4条の助成金交付対象期間に返済した金額が客観的に確認できる資料（貸与機関の発行する返済証明書及びその内訳が分かる資料、奨学金の返済に係る申請者名義の通帳の写しその他市長が認めたものをいう。）

(交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による助成金の交付申請及び実績報告があった場合は、その内容を審査し、助成金の支給の可否及び交付すべき助成金の額を決定し、厚木市幼稚園教諭奨学金返済助成金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(請求及び支払)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者は、厚木市幼稚園教諭奨学返済助成金交付請求書兼口座振替依頼書を市長に提出し、助成金の請求をするものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、助成金を交付するものとする。

(助成金の交付を受ける者の責務)

第9条 助成金の交付を受ける者は、本市の教育の質の向上のため自己研鑽^{さん}に努めるとともに、市内に住所を有し、市内教育施設に継続して勤務するよう努めなければならない。

(届出の義務)

第10条 交付決定者は、採用日（2回目以降の申請にあっては、当該申請をする日の属する年度の4月1日。以下同じ。）から起算して1年を経過する前に教育施設を退職したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(決定の取消し等)

第11条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、及び助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合
- (2) 採用日から起算して1年を経過する前に教育施設を退職した場合。ただし、健康上の理由その他相当な理由があると市長が認めた場合を除く。
- (3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に反した場合

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 厚木市幼稚園教諭助成金交付要綱（令和2年4月1日施行。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定により交付を受けた助成金については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

名称等
日本学生支援機構奨学金
交通遺児育英会奨学金
あしなが育英会奨学金
社会福祉協議会の生活福祉資金及び教育支援資金 （教育支援費・就学支度金）
母子福祉寡婦福祉資金貸付金